

平成27年9月29日

答申第592号

1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、サブチャンネルの活用について「① 各放送番組審議会の意見・議事概要、② NHKの直近の見解」の開示の求めがあった。

NHKは、開示の求めの文書のうち、①は文書に取りまとめていないため、②は文書が存在しないため、いずれも開示することができないとした。

これに対して、視聴者から再検討の求めがあった。

2 NHKの見解の要旨

開示の求めの文書はいずれも存在せず開示することができない。

3 審議委員会の判断

開示の求めの文書はいずれも存在しないと認められ、不開示としたNHKの取り扱いは妥当である。

4 審議の経過

平成27年9月29日（第224回審議委員会）

第605号諮問、審議、答申